

平成28年6月3日 開 会  
平成28年6月13日 閉 会  
平成28年6月 定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成28年第3回(6月)川南町議会定例会会期表〔11日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	6月3日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	6月4日	土	休会
第3日	6月5日	日	休会
第4日	6月6日	月	議案熟読
第5日	6月7日	火	本会議(一般質問：7人)
第6日	6月8日	水	本会議(議案質疑・委員会付託) 委員会
第7日	6月9日	木	委員会
第8日	6月10日	金	委員会
第9日	6月11日	土	休会
第10日	6月12日	日	休会
第11日	6月13日	月	本会議(委員長報告・討論・採決) 閉会

# 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1

## 第1号 ( 6月3日 )

本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	3
開 会 .....	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名 .....	4
報告第 3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定) .....	4
報告第 4号 専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例等の一部改正について) .....	6
報告第 5号 専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正) .....	6
報告第 6号 専決処分の承認を求めるについて(平成27年度川南町一般会計補正予算(第6号)) .....	6
報告第 7号 (平成27年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について) .....	12
報告第8号(平成27年度川南町水道事業会計予算繰越計算書について) .....	12
議案上程・提案理由説明(議案第35号・第36号、第37号) .....	13
議案上程・提案理由説明(議案第38号、第39号) .....	13
請願第 1号 (津波浸水想定地区(松原、伊倉、通浜)の避難ルートの整備を求める請願書) .....	15
散 会 .....	16

## 第2号 ( 6月7日 )

本日の会議に付した事件 .....	17
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	18
開 会 .....	19
一般質問 .....	19
1 内 藤 逸 子 .....	19
2 蓑 原 敏 朗 .....	31
3 徳弘 美津子 .....	44
4 竹 本 修 .....	56
5 三 原 明 美 .....	66
6 児 玉 助 壽 .....	73
7 河 野 浩 一 .....	81
散 会 .....	85

第3号 ( 6月8日 )

本日の会議に付した事件	86
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	87
開 会	88
議案質疑・委員会付託(議案第35号)	88
議案質疑・委員会付託(議案第36号)	89
議案質疑・委員会付託(議案第37号)	90
議案質疑・委員会付託(議案第38号・39号)	91
散 会	98

第4号 ( 6月13日 )

本日の会議に付した事件	99
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	100
開 会	101
委員長報告・討論・採決(議案第35号～第37号)	101
委員長報告・討論・採決(議案第38号・第39号)	103
委員長報告・討論・採決(請願第 1号)	107
発議第 3号(議会基本条例検討特別委員会の設置について)	107
議員派遣の件について	108
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	108
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	108
閉 会	109

川南町告示67号

平成28年第3回(6月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月31日

川南町長 日高 昭彦

- 1 期日 平成28年6月3日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	福岡 仲次 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

# 平成28年第3回(6月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成28年6月3日 (金曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

平成28年6月3日 午前9時00分開会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 諸般の報告について                                 |
| 日程第2  | 会期の決定について                                 |
| 日程第3  | 会議録署名議員の指名について( 菘原 敏朗 ・ 内藤 逸子 )           |
| 日程第4  | 報告第 3号 専決処分の報告について                        |
| 日程第5  | 報告第 4号 専決処分の承認を求めるについて                    |
| 日程第6  | 報告第 5号 専決処分の承認を求めるについて                    |
| 日程第7  | 報告第 6号 専決処分の承認を求めるについて                    |
| 日程第8  | 報告第 7号 平成27年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について        |
| 日程第9  | 報告第 8号 平成27年度川南町水道事業会計予算繰越計算書について         |
| 日程第10 | 議案第 35号 川南町産業振興協議会設置条例を定めるについて            |
| 日程第11 | 議案第 36号 川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について          |
| 日程第12 | 議案第 37号 川南町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について        |
| 日程第13 | 議案第 38号 平成28年度川南町一般会計補正予算(第1号)            |
| 日程第14 | 議案第 39号 平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)    |
| 日程第15 | 請願第 1号 津波浸水想定地区(松原、伊倉、通浜)の避難ルートの整備を求める請願書 |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

---

午前9時18分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

ただ今から平成28年第3回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。ここで町長より発言を求められていますのでこれを許可します。

○町長（日高 昭彦君） では、改めておはようございます。第3回川南町議会定例会の提案理由説明を行います前に、まず議員の皆さまへお詫びと訂正をお願いいたします。今回、上程しております5つの議案につきまして、それぞれに付されている議案番号が前回の議会の番号と重複しておりましたので、お手元に配布しております「正誤表」のとおり訂正をお願いいたします。今後、このようなことがないように十分に注意してまいりたいと思いますので、この場を借りてお詫び申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（川上 昇君） 本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。前回の議会から本日までの主な事柄及び定期監査の結果並びに例月出納検査の結果については、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から13日までの11日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から13日までの11日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、蓑原敏朗君及び内藤逸子君を指名します。

日程第4、報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。

朗読は省略します。本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第3号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。内容に関しましては、町営番野地住宅1棟の引込み開閉器盤のブレーカーが老朽化のため、200Vの電流が流れ電化製品等が故障し、損害を与えたことに対する損害賠償額の決定であります。

○議長（川上 昇君） ただいまの報告に対する、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） こらあの金額的に合計してなんぼになるか知らんけんどんよ。



4月28日になつとるがよ。この事故があつたとは。

○議長（川上 昇君） マイクを近づけてください。

○議員（児玉 助壽君） 事故があつたとは、4月28日が3件、5月2日、5月6日が2件ですか。同じ川南町の番野地住宅じゃごちやるがよ。この4月28日にそんな事故が起きとつとにね。また改めちこの5月2日と5月6日に事故を起こすのなんのよ、こらどういう管理をしとつとか知らん。それかいよね、この何でんかんでん専決処分すればええちゅう、品物じゃねえけん、考えもつとるけんよ。こら本来専決処分するにしてんよね、5月2日、5月6日を最終日が、5月6日なるわけか？5月10日か？5月10日が一番後か？ん？5月10日、こらあの議会がはじまる、まあ、半月以上日にちがある訳じゃがよ。やっぱ専決処分する前によね、こら、してんええけど、しても、こういう提案理由説明じゃねしてよ、やっぱ現地に議員を連れて行って、どういう状況で、あのこういう事故が起きたとか、再発防止にどういふ何をするかちてよ。ちゃんと報告してよね、専決処分せんかったらよ、次かい次に起きるような何じゃねえね。次かい次かい起きとるが。こら和解した日にちが最終日があの、5月10日になつとつとね？1件1件あの同じ日にちにこの事故が起きて和解をしたとが、この和解協議の日にちになつとるわけね？そっじゃねかったら、こらあの28日に事故が起きて、10日も起きたこつになるがよ。22日か、同じ日にちになるわけやね？この和解の日にちになるわけか？たら、和解する前でんよ、4月22日じゃたらよ、1カ月あつとやわ、ね。その間にやっぱこの何件か？6件か？5件か？6件もあのそういうあの事故があつとつとやたらよ、再発防止で事故の状況、再発防止、そういう何をよね、ちゃんと議会に報告してよ。こういう専決処分をせんかったらよ。あんただ、またあのこういう事故が起きると思うっちゃがよ。そこ辺のどこをどういう風に考えとつとね。

○建設課長（吉田 喜久吉君） ただ今、児玉議員のですね御質疑にお答えしたいと思ひます。事故の発生につきましては、4月の22日でございます。それから各個人ごとにですね、和解、示談が成立した日をですね専決処分の年月日ということで提示しております。それから今回につきましては、やはり議員おっしゃるとおりですね、勉強会なりで事故の報告を今後ですね、していきたいという風に考えております。それから今後このようなですね、事故が発生しないように必要な保安点検はですね、実施していきたいという風に考えております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） まあ、あのおら暗算が、数字が強えねえかいわからんけど、だいたい100万あちこちあるごたるがよ、合計したらよ、おら原因があのととしてはこら、ブレーカーが老朽化しとれば次も次の同じ住宅の何もこういう事故が起きる可能性は大じゃがよ。そこ辺の今後のあの点検、またあの修繕や何やのしていかならんと思うわけやけんどん、そんげせんかったら、また次事故が起きる可能性は大じゃがよ。そこ辺まで含めてよやっぱ100万もつちゅう錢をよ。も、こら管理が悪いかったかい起きたつちやろけんよ。老朽化ち

ゅうは何でん問題が解決する感じやけんどん。管理不足じゃねつね、こら。そこ辺の管理も含めて町の町営住宅のあの全部よね、やっぱこういうのは常に点検保守して行かんかったらよ、また次事故が起きる可能性あるがよ。そこ辺のを含めて今後あの対応してもらいたい。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。この事故を機にですね、今回全ての住宅のですね、開閉器盤の点検をしておるところでございます。それからあの町営住宅のですね開閉器盤につきましては、あの法的な点検義務は無いんですが、先ほど申し上げましたようにですね、今後こういった保守点検をですね続けて事故の無いようにですね、管理していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。以上で、報告を終わります。

日程第5、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例等の一部改正）、日程第6、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部改正）、日程第7、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度川南町一般会計補正予算（第6号））、以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第4号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い川南町税条例等の一部を改正するものでございます。改正の主なものは、固定資産税及びたばこ税関係の字句訂正や一部追加、行政不服審査法の見直しに伴う地方税法の改正を受けて行われる字句訂正などを上げております。これらの改正は、適用開始時期が平成28年4月1日からであったため、同日で施行したものです。

次に報告第5号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、関連する川南町国民健康保険税条例の一部改正をしたものでございます。この改正は、課税限度額の引き上げと併せて軽減の拡充を行うもので、より所得に応じた税の負担へ対応するものとしております。このうち課税限度額の引き上げにつきましては、基礎課税分を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税分を17万円から19万円に引き上げ、課税限度額の総額を85万円から89万円とするものです。また、軽減の拡充につきましては、その判定に用いる所得基準額を引き上げるもので、5割軽減では26万円から26万5000円に、2割軽減では47万円から48万円に引き上げ、平成28年4月1日から施行したものであります。

次に報告第6号は、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をいたしました平成27年度川南町一般会計補正予算（第6号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。この補正予算は、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、国・県支出金、寄附金など年度末に確定した歳入がありましたので、平成27年度川南町一般

会計予算の補正をしたものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2349万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億8116万2000円とするものでございます。それでは、その主なものにつきまして歳入から順を追って御説明申し上げます。まず町税ですが1億6227万9000円の増額となります。地方譲与税は、725万円の増額、配当割交付金330万3000円の増額、株式等譲渡所得割交付金415万1000円の増額、地方消費税交付金7530万8000円の増額、自動車取得税交付金725万2000円の増額、地方交付税2億2245万5000円の増額で、それぞれの交付額の確定によるものでございます。国庫支出金は、3965万5000円の減額で、社会福祉費負担金1294万9000円、児童手当負担金1189万2000円の減額が主なものでございます。県支出金は、4076万1000円の減額で、社会福祉費負担金627万8000円、農業費補助金350万4000円、口蹄疫埋却地再生活用対策事業2113万円の減額が主なものでございます。寄附金は、2587万2000円の増額でふるさと納税でございます。町債は、130万円の減額でございます。

次に歳出について、御説明申し上げます。総務費は、6億2880万8000円の増額で、主なものは、特別交付税の増額及び執行残などにより、財政調整基金に2億5783万9000円、町債管理基金に1億円、公共施設等整備基金に3億円、ふるさと振興基金に2354万7000円を積み立てるものでございます。諸基金への積立は、これから展開する諸政策や今後厳しい財政状況が見込まれることから、その財源として積立をさせていただくものでございます。次に民生費は、1億146万8000円の減額で、障害福祉費3540万9000円、児童措置費4376万円の減額が主なものでございます。衛生費は、1424万6000円の減額で、保健衛生総務費392万6000円、生活排水対策費481万2000円の減額が主なものでございます。農林水産業費は、4061万9000円の減額で、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付事業470万円、口蹄疫埋却地再生活用対策事業2100万4000円の減額が主なものでございます。商工費3708万3000円の減額は、ふるさと納税者に対する特産品PR事業3608万2000円の減額が主なものでございます。土木費571万9000円、消防費417万3000円、教育費61万円、災害復旧費139万5000円の減額は、それぞれ執行残によるものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（児玉 助壽君） 報告第4号、第5号にありますが、報告第6号については出納閉鎖に関係したもんじゃかいよ、専決処分なののは分かる訳じゃけんどん。この報告第4号と報告第5号じゃけんどんよ。条例改正にするもんじゃけんどん、本来、条例改正はですね、条例の議決案件は議会の地方自治法第96条で、議会の議決案件に定められとる訳じゃけんどんよ。この町の議会の議決はせんうちによね、もうこら公布施行されとるわけじゃがよ。4月1日施行しとる訳じゃがよ。町は。でよ、議会の議決の建前上よ、こらあつてはならな

いこっちゃわね。いろいろこら、理由をもっともらしいあの理由を述べとるけんどんよ。3月31日交付されたかい4月1日に施行したち言うけんどんよ。ほんでんね、こら地方自治法ちいうとはよ、地方が作った法律じゃねっちゃわ。国が作った法律やっちゃわ、で、国がね。地方自治法の96条を侵害するようなこつするわけやねえっちゃけんどんよ。こり見っとよ、もうあの町の議会の議決権を侵害したこつになつとるがよ。あり得んこっちゃとよね。この法律を作った者が法律を違反するつちこつは。こら、もう、3月31日交付して4月1日に町の議会の議決を得て、あのまあ3月の議会じゃね、もうあのすれば。で、3月の議会の議決で3月31日に町の条例で交付して、4月1日に施行すつとが、こら当たり前じゃち思うっちゃけんどんよ。これ見っとよね、国が法律を破るはずねっちゃがよ。町がこら虚偽の報告をしとつとやねこつなつとやねえね？

**○税務課長（三角 博志君）** ただ今の児玉議員の御質問にお答えいたします。本来議会のあり方に背く今回の専決処分ではないか、という御指摘でございます。今回、公布日が28年3月31日。で、施行日が4月1日ということから、このような形を取らせていただくことになっております。あの、この条例を改正するに当りまして、国の方からいろいろな情報が出て参りますのも3月になってからでございます。この地方税法非常に複雑でございます。そのあたりの整理等に非常に時間もかかる、要するというようなことから、3月議会でのまあ、あの上程を、提案を見送らせていただいているということでございます。それから、緊急に議会を招集して、あの、行くかどうかにつきましては、あの内容が税条例で定められて地方税法はその上位の税法に基づき改正される、というようなことから、緊急性というところにおいては、こちらの方で緊急を要してあの議会を招集してまで対応していただくということには当たらないのではないかと。一般的に、他の自治体でも専決処分という対応しているというようなこともございまして、今回このような対応をさせていただいた所です。以上でございます。

**○議員（児玉 助壽君）** 議会の議決権を侵害するに当らんとて言うけんどんよ。そりゃあんたの判断であつてよ、ね、何のための法律か。議会は何のためにあつとかよ、ね。でんよ、そこ辺をよ、ちつと軽く考えちよるようじゃけんどんよ、ね。こら議会が議決せんかったらあの施行出来んとよ、96条で。何を言いよつとねあんた。あんた議会の議決を得んずつ、施行しよつとやがよ。もしこれかい、あの、税を軽減したり、徴収したりしとつちがよ。違法なあの税、あの何にならせんね。違法じゃろ、こら。こら、もしこれであの金を余分に取られとるもんがよ、あの訴訟したらよ、あんただ負くるよ、こら。こら、絶対負くると思うがね。議会でも議決しとらんもんをよね、また専決処分もしちゃねえとよあんただ。で、それを施行して金を取つとよ、法律に違反しとらん？こらあの、監査委員にも聞くがよ、こら重大なこらあの違法行為じゃち思うとやが、どんげ思うね、あの課長じゃなんじゃの、あの。総務課長も聞くがよ。財政を預かるなんでなんしとるけんどんよ。議会の議決を得ん

ずつあんただ勝手に税金を、ね、引き上げち取っととやがよ。もう4月1日に施行されとるがそんげなっとるはずじゃが。これはあのいかんと思うちゃけんどんよ。どういふなんでしよるか知らんけんどんよ。何でんかんでん専決処分せばええと思とるけんどんよ。こらお前地方税法に違反しとらせんね？ちゃんと議会の議決権がいてごつなっとるはずじゃが条例改正には。そのためにあの条例改正議決しよっとじゃが条例案を。あの、簡単にあんただ条例を破って何して、あのね。公務員には罰するあの規定がねえかいそんげなっとるけんよ。これ知ったら町民が。こら、よざんに取られとるもんはよ、施行されとらんとん。おら、損害賠償訴えられたらやられますよ、あんたたちは。

○**税務課長（三角 博志君）** 児玉議員の御質問に再度お答え致します。この専決処分についてですが、こちらが違法ではないかということですが、こちらは地方自治法の中で認められた一つの権利でございます。従いまして、この専決処分ていうのが無効ではないか、ということにつきましては、一応有効と、専決処分がなされているということで御理解いただきたいと思ひます。

〔「専決処分じゃないとよ。税法上許されるかというちょっとよ。」と叫ぶ者あり〕

○**議長（川上 昇君）** 静粛に願ひます。税務課長続けてください。

○**税務課長（三角 博志君）** はい、地方税法に基づいてこれを改正している訳でございます。この、あの地方税法の方が、この税条例、地方税条例が改正されましてそれに基づきまして市町村の税条例をそれぞれ改正しなければならないというこの手順に則りまして改正を行っているものでございます。以上でございます。

○**総務課長（押川 義光君）** 児玉議員の御質問にお答えいたします。議員もおっしゃるとおりですね、やはり専決事項は、地方自治法 96 条に基づきましてですね、可能な限り議会に諮って議決すべきもの、ということで、議員がおっしゃるとおりでございます。今回のケースにつきましては、あの先ほど税務課長が申しました通り、時間的な余裕がないという状況であったかというようには判断しておりますけれども、ただ議員がおっしゃる通りですね、やはり町民に影響を与える部分につきましては、本来の議会の権能というか当然あるわけでございますので、我々としてもあのいろんな資料を取り寄せて可能な限り議会に上程し、議決をしていただいて執行するということを目指していきたいというふうに思っております。できるだけ事務処理を早く行って、3月議会等にですね、間に合う状況を作りあげられる、物理的な部分が確かにございますけれども、そこに上程できるようですね段取りを今後とっていききたい、それがどうしても物理的に無理であれば事前にですね、やはり勉強会等にですね、お諮りをしながら進めて参ると、そういうようですね、取り扱いをさせていただきたいというふうに思っております。我々としましてはあくまでもですね、議員おっしゃる通り条例案等につきましてはですね、議員のおっしゃるとおりでございますので、事務的に可能な限り間に合わせてそして施行していくという基本的な考え方を堅持しながら進めて参り

たいという風に思っております。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） こりゃ税金に関わる問題じゃかいね、やっぱこういう何があったら早急に臨時議会でん開いて、議会の議決をもって町民にちゃんとこういう風に条例が決まりました、だからこういう風になりました、ち。あの気持ちよく税金を払ってもらうようなこつせんかったらよ、そっでさえ滞納問題が起きとつとよ。こんげなつ実行しよったらよ益々滞納問題がああ起きてくるがね。ね、もうあの4月1日施行するならしてんええ。4月2日、3日でんええじゃねえね。議会を開いて。ちゃんと町民に納得できるような条例。税改正をすればええわけじゃかい。町のこれはああなんが国の税法ち言いよったけんどんよ。でん、町民かい税金を取つとよ、町の税徴収条例で取つとやかい、ね。国の徴収条例は取らんはずじゃ。国の町の税徴収条例で税金は取っていく訳じゃかい。やっぱそういう風にちゃんとしていかなよ、ああこの滞納問題がいつ出とつとんよ。こういうこつしよったら益々滞納に拍車がかかりますよ。今いち、今かいでんよ、もう施行しよつとやかいよ、今かいでん建前上やっぱ議会の議決を得るようななんで、条例を改正するようなこつをせんな、ね。専決処分で税金を徴収したらいかんですよ。

○税務課長（三角 博志君） ただ今御指摘をいただきました点につきましては十分今後検討していきながら、で、可能な限り議会の皆様方にいろいろお諮りしながら決定をしていきたいと思っております。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 国民健康保険税条例の改正についてですが、ああ、この説明で上限が上がるからお金を持っている人が沢山納めてもらうってことになるんでしょうか。もう少し詳しい資料が欲しいんですが、頂けないものでしょうか？

○税務課長（三角 博志君） ああこの点につきましては、またああ資料を準備してお届けしたいと思っております。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

これから報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例等の一部改正）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第4号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例等の一部改正）は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部改正）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（川上 昇君） これから報告第5号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

御異議ありませんか。

内藤さん討論あるんですか。

〔「討論はないけど、反対したいんですが。」という声あり〕

では、まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 報告第5号の川南町国民健康保険税条例の一部改正について、上限が上げられて、あの、国保税が上がります。やっぱりあの、国保税が上がることについて町民は苦しいと言っておりますので、私は反対したいと思います。簡単ですが反対討論いたします。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 次、報告第5号、地方税法等一部改正する条例について反対するものです。この改正は課税限度額の引き上げと併せて軽減の拡充を行うものでありますが、このうち課税限度額の引き上げにつきましては、基礎課税分を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税分を17万円から19万円に引き上げ、課税限度額の総額を85万円から89万円とするもので、また軽減の拡充につきましては、その判定に用いる所得基準額を引き上げるもので、5割軽減では26万円から26万5000円に、2割軽減では、47万円から48万円に引き上げるものでありますが、こん条例案は地方自治法96条にかかる議会の議決を要するものであり、議会の議決を得ずにこれは、税を引き上げるものになっており、当然地方自治法96条に抵触するものであり、地方自治法96条に抵触し引き上げるものであって当然あの違法行為であり反対に値するものであり、本案件について反対の立場で討論いたします。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから報告第5号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部改正）は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度川南町一般会計補正予算（第6号））の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから報告第6号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度川南町一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8、報告第7号 平成27年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第9、報告第8号 平成27年度川南町水道事業会計予算繰越計算書について、以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第7号は、平成27年度川南町一般会計予算の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業及び地方創生加速化交付金事業につきまして、翌年度の繰越額が平成27年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に報告第8号は、平成27年度川南町水道事業会計予算の資本的支出予算中、第1項建設改良費につきまして、平成27年度川南町水道事業会計予算繰越計算書のとおり、製品製造に時間を要する等の理由により3件の工事につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、それぞれ平成28年度に繰り越して使用することといたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

○議長（川上 昇君） ただいまの報告に対する、質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第10、議案第35号 川南町産業振興協議会設置条例を定めるについて、日程第11、議案第36号 川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、日程第12、議案第37号 川南町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について、以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第35号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、本町における産業振興を円滑に推進し、将来にわたり持続可能な発展を遂げるために、各分野における重要事項に関する振興施策等を協議する場を設置することについて定めるものでございます。各種団体等から推薦された委員の意見を伺いながら産業振興の発展につなげていきたいと考えています。

次に議案第36号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、県及び他の市町村との均衡を考慮し、県外への転任又は県外からの転任を命ぜられた職員に、その転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に赴任するにあたり、移転料及び扶養親族移転料並びに着後手当を支給することを目的として、条例の一部を改正するものです。

次に議案第37号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、倒壊等の危険な状態が続いている空家の場合でも、個人の財産であるため必要な最小限の措置しかできない現条例を、特措法に定める指導・助言に係る必要な措置を執るために所有者にやむを得ない事情が認められる場合に限り、所有者に代わり措置することができるよう条例を改正するものです。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第38号 平成28年度川南町一般会計補正予算（第1号）について、日程第14、議案第39号 平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第38号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億3839万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6539万6000円とするものでございます。それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

国庫支出金は530万5000円の増額で、個人番号カード交付事業費補助金413万9000円、県支出金は3億4418万6000円の増額で、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業3億3526万6000円、みやざきスーパー食育スクール事業委託金232万円、繰入金は5億8627万7000円の増額で、財政調整基金繰入金2098万5000円、町債管理基金繰入金5億6529万2000円が主なものです。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は1042万1000円の増額で、ふるさと納税PR等117万4000円、固定資産標準宅地鑑定評価業務委託料432万円、通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る交付金412万1000円、を計上いたしました。

農林水産業費は3億5203万2000円の増額で、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業3億3526万6000円、農地中間管理機構支援事業補助金1000万円の計上が主なものでございます。

商工費は425万円の増額で、共同作業所雨水管工事費を計上いたしました。

土木費は262万8000円の増額で、空家対策特別措置工事費248万円が主なものです。

教育費は256万1000円の増額で、みやざきスーパー食育スクール事業費が主なものでございます。

公債費は、5億6529万2000円の増額で、償還金を計上いたしました。

次に議案第39号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ184万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9259万7000円とするものです。

歳入につきましては、繰越金に184万5000円を計上しました。

歳出につきましては、一般管理費に平成30年度の国民健康保険制度改正に向け、県において保険料率の算定が行われる予定です。その算定に必要となるデータを抽出するために既存システムの改修が必要となることから委託料184万5000円を計上しました。

以上2議案、補足説明のある議案につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第38号総務課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。11～12ページをお願いします。2款1項1目一般管理費9節旅費50万6000円は、県外への転任を命ぜられた職員に対する移転料、着後手当を支給するために計上いたしました。6目企画費117万4000円は、8月に開催されますテレビ朝日主催「2016テレ朝夏祭り」ふるさと納税企画に児湯郡4町で参加するために要する費用等を計上いたしました。17～18ページをお願いします。12款1項1目元金23節償還金利子及び割引料5億6529万2000円は、平成10年度のふるさとづくり事業分町債の一括返済を行うために計上いたしました。以上で総務課関係の補足説明を終わります。

○産業推進課長（山本 博君） 議案第38号産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。13～14ページをお願いします。6款1項2目農業総務費1節報酬16万6000円は、川南町産業振興協議会設置に伴います委員報酬として10人分の予算を計上しています。6款1項6目畜産業費19節負担金補助及び交付金3億3776万6000円中、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業3億3526万6000円は国の事業を活用し、鶏舎建設、牛舎建設及び飼料調整施設の建設を計画しています。6款1項7目農地費19節負担金補助及び交付金1410万円中、農地中間管理機構支援事業補助金1000万円は、農地中管理事業を活用し、農地の賃貸借を行う農家や地域に対して補助するものです。7款1項2目商工業振興費15節工事請負費425万円は、尾鈴農業公社等に賃貸ししています共同作業所の排水管工事費として予算計上しました。以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第38号農地課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。13ページから14ページをお願いいたします。6款1項6目畜産業費19節負担金補助及び交付金、地域農業サポート体制支援事業、250万円は、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業を活用した給水引込工事に対する補助金であります。内容としましては、現在進行中であり、尾鈴農業水利事業県営事業の完了まで、使用余剰水を畜産用水に暫定利用することが国の認可により可能となりました。これに伴う給水引込工事費については、全額農家自己負担であります。県の畜産振興目的の補助事業を活用して工事費の1/2を補助するものであります。1件あたり25万円の10件分を見込計上しています。同じく、7目農地費19節負担金補助及び交付金、農業基盤整備促進事業補助金410万円は、農地の高度利用や規模拡大を目的とした、農業者がおこなう田畑の区画拡大工事に対し、10aあたり10万円の定額を補助するものであります。事業面積としましては4.1haを予定しています。以上で農地課関係の補足説明を終わります。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 議案第38号建設課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。15～16ページをお願いいたします。8款4項1目住宅管理費15節工事請負費248万円は、空家等対策の特別措置法に基づき、このまま放置すれば倒壊等で著しく近隣住民の身体、財産に危険が及ぶ恐れがある、通浜地区2軒分の上部解体を実施するものでございます。解体範囲は、下部2m以下を残し建物の周囲と上部をメッシュシートで張り付けるものです。以上で建設課関係の補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第15、請願第1号 津波浸水想定地区（松原、伊倉、通浜）の避難ルートの整備を求める請願書について、を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（山口 浩二君） 津波浸水想定地区（松原、伊倉、通浜）の避難ルートの整備を求める請願書。

1、請願の趣旨、津波防災地域づくりに関する法律第123号第8条第1項に基づいて設定されました、川南町洪水・津波ハザードマップで示す、津波浸水10mを想定した資料によると、私たちが居住している、松原と伊倉と通浜の3地区では、家屋のほとんどが浸水する想定されており、そこで生活する住民の生命・身体等に被害が及ぶことが危惧されることから、津波到達時間内に安心・安全な高台の避難場所への移動が必要であります。従って、地震による地盤変動に耐え得る避難路の整備と太陽光発電誘導灯設置をすべての避難ルートに実施していただきますよう請願するものであります。

2、請願の理由、東日本大震災の教訓を基に、南海トラフ巨大地震や日向灘沖地震への備えは十分なのか、ハードとソフトの両面から、対策は万全か緊張感を持って総点検していただきたい。東日本大震災の教訓や数多くの被災者経験談から、高台へ逃げる必要性の理解も浸透しつつあるものの、課題として認識していただきたいのが、家族が周辺にいない高齢者や災害発生時要支援者の避難であります。重要なのは、自ら逃げる「自助」に加え、隣近所で助け合う「共助」であり、特に要支援者には「共助」が不可欠であります。しかし、若者の流出、少子高齢化等によって要支援者と一緒に行動できる人は限られており、振興班や自主防災組織に支援を要請するしかありません。

従って、振興班や自主防災組織の避難救助や避難誘導活動等に支障を及ぼさないためにも、避難ルートの整備を行うなど万全を期し、防災対策を実行していただくことを請願するものであります。以上、地方自治法第124条の規定により請願書を提出いたします。平成28年5月9日。請願者、松原地区自主防災会代表、東野五男。伊倉地区自主防災会代表、河野文一。通浜地区自主防災会代表、児玉助壽。紹介議員、福岡仲次。以上です。

○議長（川上 昇君） 以上で説明を終わります。

本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、おつかれさまでした。

午前10時20分散会

---